

○津山市営墓地条例

昭和43年3月30日

津山市条例第19号

改正 昭和45年6月20日条例第34号

昭和46年10月1日条例第36号

昭和53年3月23日条例第14号

平成3年3月16日条例第5号

平成12年3月17日条例第21号

平成17年1月14日条例第33号

(目的及び設置)

第1条 本市に、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に定める施設として、市営による墓地（以下「墓地」という。）を設置する。

2 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 沼墓地 津山市沼地内
- (2) 八出墓地 津山市八出地内
- (3) 小田中田中墓地 津山市小田中地内
- (4) 二宮墓地 津山市二宮地内
- (5) 小田中笠松墓地 津山市小田中地内
- (6) 西吉田墓地 津山市西吉田地内
- (7) 志戸部墓地 津山市志戸部地内
- (8) 二宮美和山墓地 津山市二宮地内
- (9) 阿波竹之下墓地 津山市阿波地内
- (10) 阿波大杉墓地 津山市阿波地内

(使用許可申請)

第2条 墓地を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(使用目的)

第3条 墓地は、焼骨の埋蔵目的以外に使用することはできない。ただし、行路病人及行路死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条による行路死亡人については、この限りでない。

2 前項のほか、墓地に、碑石若しくは形像（以下「工作物」という。）を設置し又は祭りに使用することができる。

(使用者の資格)

第4条 墓地を使用しようとする者は、本市に1年以上居住する者でなければならない。ただし、使用許可を受けたのち市外に住所を移した者は、この限りでない。

(埋蔵範囲)

第5条 墓地に埋蔵できるものは、墓地使用者及びその親族に限る。ただし、縁故者であつて、他に引取人のないものは、特に許可することができる。

(使用の承継)

第6条 墓地の使用は、祭しを相続する者（以下「承継者」という。）のほかは承継することができない。ただし、相続する者がいない場合に、親族からその理由を具して市長に申請し、特に承認を受けたときは、この限りでない。

(使用制限)

第7条 墓地の使用面積は、使用者1人につき4平方メートルを超えることができない。ただし、公共の用に供するため墓地を買収された者で、市長が必要と認めた者については、この限りでない。

(使用料)

第8条 第2条の規定により使用許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、次のとおりとする。

(1) 沼墓地 1平方メートル当たり 12,000円

(2) 八出墓地 1平方メートル当たり 5,000円 ただし、昭和53年度区画造成分1平方メートル当たり 10,000円

(3) 小田中田中墓地 1平方メートル当たり 20,000円以内

(4) 二宮墓地 1平方メートル当たり 9,000円

(5) 小田中笠松墓地 1平方メートル当たり 9,000円

(6) 西吉田墓地 1平方メートル当たり 4,000円

(7) 志戸部墓地 1平方メートル当たり 90,000円

(8) 二宮美和山墓地 1平方メートル当たり 124,000円

(9) 阿波竹之下墓地 1平方メートル当たり 5,000円

(10) 阿波大杉墓地 1平方メートル当たり 5,000円

3 市長は、公共の用に供するため墓地を買収された者で、市長が必要と認めた者については、使用料を減額することができる。

(管理料)

第9条 市長は、墓地管理のため、必要に応じて、使用者から管理料を徴収することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。

(譲渡等の禁止)

第11条 墓地の使用権は、他に転貸又は譲渡してはならない。

(使用許可の取消し)

第12条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し又は工作物の除去を命ずることができる。

(1) 使用目的及び許可を受けたときの条件に違反したとき。

(2) 使用権を他に転貸し又は譲渡したとき。

(3) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく指示に違反したとき。

2 前項の規定により、使用許可を取消されたときは、使用者は、直ちにこれを原状に復して、市長に返還しなければならない。

3 使用者が前項の処置を行わなかったときは、市長において原状に復し、その費用は使用者から徴収する。

(公益上の移転)

第13条 市長は、墓地の管理その他公益上支障があると認めるときは、使用場所又は工作物件を移転させることができる。

(返還)

第14条 使用者は、墓地が不要になったときは、速やかに市長に届出て、墓地を原状に復し、返還しなければならない。

2 使用者において墓地を原状に復さないときは、第12条第3項の規定を準用する。

(使用権の消滅)

第15条 市長は、使用を許可した墓地が次の各号の一に該当するときは、使用権が消滅したものとみなす。

(1) 使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても承継者の届出がないとき。

(2) 使用者が住所不明となつて10年を経過したとき。

2 市長は、前項の規定により使用権が消滅したと認めたときは、その墓碑を一定の場所に改葬することができる。

(損害賠償)

第16条 使用者は、故意又は過失により市の施設を損傷し又は滅失したときは、市長が指示する損害賠償をしなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に墓地の使用を認められている者は、この条例により許可されたものとみなす。

(阿波村の編入に伴う経過措置)

3 阿波村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、阿波村公共墓地管理条例（昭和57年阿波村条例第17号）又は阿波村公共墓地管理規則（平成13年4月1日制定阿波村規則）（以下「旧村の条例等」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされたものとみなす。

4 編入日以後、第1条第2項第9号及び第10号に定める墓地において、新たに使用を許可された者に係る第7条の規定の適用は、当分の間、旧村の条例等の例による。

5 編入日以後，第1条第2項第9号及び第10号に定める墓地の使用料に係る還付の取扱いは，第10条の規定にかかわらず，平成20年3月31日までは，旧村の条例等の例による。

付 則（昭和45年6月20日条例第34号）

この条例は，公布の日から施行する。

付 則（昭和46年10月1日条例第36号）

この条例は，公布の日から施行する。

付 則（昭和53年3月23日条例第14号）

この条例は，昭和53年4月1日から施行する。

付 則（平成3年3月16日条例第5号）

この条例は，規則で定める日から施行する。（平成4年4月規則第22号で，同4年4月17日から施行）

付 則（平成12年3月17日条例第21号）

この条例は，平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成17年1月14日条例第33号）

この条例は，平成17年2月28日から施行する。